

都市景観施策と歴史資産の保全

東京大学工学部教授 西村幸夫



都市景観施策と歴史資産の保全

都市計画施策をふりかえって

昨今、全国ほとんどの自治体で景観整備が重要施策として意識されるようになってきた。本文ではこうした都市景観施策の現状とこれから先の進むべき方向を展望し、あわせて歴史資産の保全問題との接点をお話することにしよう。

自治体がおこなう都市景観整備のための施策としては、景観基本計画等の策定、都市景観条例などの整備による規制や助成制度の創設、地区の景観形成に関する協定制度の導入、建築などの景観デザインに関するアドバイザー制度などが挙げられる。ここではこれらの中から、景観施策の最も根本的な問題として景観基本計画の重要性について強調したい。

もちろん、景観基本計画に何らの拘束力もなければ法的根拠もないが、都市景観基本計画策定に関わる自治体の取り組みは、以下の点で日本の都市計画に新しい視角をもたらしたといえる。

第一に、都市空間を3次的に理解し分析しようとする初めての計画論的試みを実施されたという点である。これまでの都市計画コントロールは、一般的には土地利用の用途規制か、個別敷地単位の建築物などの面積やボリューム、あるいは形態規制に限られていた。

そんな中で登場した都市景観基本計画は、地区や都市全域、さ

らには周辺の山々までも含み込んだ地形や建造物全般を対象として、目に見えるあるがままのものとしてとらえ、分析しようとするものであった。

そのことは第二に、物理的な空間の現状だけをたよりに地域の歴史や自然、文化や界限性、いわばその土地の場所性というものを読み解くというわかりやすい方法論を提起することにつながった。

そして第三に、こうした景観問題のわかりやすさが、都市計画への多くの市民参加を可能とし、地域のかかえる課題を明確化することに大きく寄与したという点が挙げられる。

一言でいうならば、景観基本計画は、精緻化・専門化が進んできていた都市計画の考え方に一石を投じ、コモンセンス(常識)をもとにした基本計画づくりを推進させる機会となったのである。

都市景観施策と歴史資産の保全 手がかりとしての歴史

地域を足で歩いてよく見るといふこと……一見、あたり前のようなことが景観基本計画づくりには要求される。しかしながら、あがままの地域の現状から多様な情報を読みとるといふことは、それほど容易なことではない。

一瞥すると変わりなく見える何本かの道路も、歴史をさかのぼると建設年代が異なったり、祭礼や過去の繁栄やあるいはかつて

西村幸夫(にしむら・ゆきお)
1952年福岡市生まれ。

東京大学工学部都市工学科卒業、同大学助産師。

工学博士。

明治大学助産師、マサチューセッツ

工科大学客員研究員、東京大学工

学部都市工学科助産師などを経

て、1998年より、東京大学工

学部都市工学科教授。

専門は、都市計画。

の都市開発など広い意味での歴史の痕跡が微地形や周辺の建物、工作物や植栽などに読みとれるかもしれない。

つまり誰の目にも明らかに見えているはずの景観を、もう一度、新鮮な目で見直すための手がかりとして歴史は重要な役割を果たすことになるのである。こうして都市計画は歴史へと大接近をはじめた。

とりわけ1996年6月に建設省が発表した「文化を守り育む地域づくり・まちづくりの基本方針」、いわゆる「文化政策大綱」は重要である。これまで福祉や環境に関しては政策大綱が発表されてきたが、これは建設省がこれまで増外^{（注1）}としてきた文化に対する基本的な姿勢を内外に示す最初の公的文書となった。

「文化政策大綱」はその冒頭で、「住宅・社会資本整備においては、これまで進めてきた地域の歴史文化の尊重や新たな文化の



伝統的建造物群保存地区に指定されている
福岡県浮羽郡古井町のまち並み



創造・醸成への配慮をさらに拡大しつつ、建設行政の本来的使命として再認識することにより、環境、福祉等と同様、「文化」を内部目的化する」と述べている。文化については守備範囲外といってきたのが、本来的使命といふ始めたのだから、まさにコペルニクスの転回ともいえようか。

一方、文化財サイドでも、点在する歴史資産の保護という従来の考え方を越えた発想が現実のものとなってきた。その端的な例が修景事業である。文化財的な価値が認められない建物であつても、周辺の歴史景観との調和を条件に新築や増・改築について援助をしようという考え方は、現状では「伝統的建造物群保存地区」〔註1〕など、ごく一部に限られている。とはいえ、従来の枠から一歩出た、歴史的なまち並み景観に配慮したまちづくり手法として、重要であるといえる。これも手がかりとして歴史からアプローチするというまちづくりの一環であるということができる。伝統的建造物群の制度はすでに20年を超す歴史を有しているのであるから、文化財サイドの方がこの点に関しては先行していた。

都市景観施策と歴史資産の保全 越えるべきハードル

しかし、都市計画サイドにおいても、文化財サイドにおいても現時点で越えなければならぬ問題点がある。

都市計画サイドにおいては、都市景観基本計画が何ら実効性を担保されていない点が最大の問題だろう。もちろん、都市景観条例の定めについては一定の規制力を有するが、その中身が問題である。「ある地域はこのような特徴をもっているため、将来にわたってこのようなイメージのまちにしたい。そのため、景観形成のための基準を設けて個別の現状変更行為を規制・誘導する」というような内容までが明示されればよいが、そこまで具体的に条文化されたものはまずない。一般的には、その都度「指導・助言・勧告」をするという体系にならざるを得ず、いきおい個別指

〔註1〕
伝統的建造物群保存地区
伝統的建造物群およびこれと
一体をなしてその価値を形成
している環境を保全するため
の制度。

導はまちづくりの定石的なコメントに終始することになる。これはこれで景観を美しくするなどの機能は果たしているのだろうが、その先に対する展望をもち難い点はやはり問題である。

たとえば、都市景観の基本計画を地区別のガイドプランへとブレイクダウンして、これを市のマスタープランの一部として法定都市計画の枠内に位置づけることが、ひとまず要請されるといえる。次いで、福岡市ではまだまったく整備されていないようなところが、景観資源マップづくりが重要である。これを、文化財サイドと連携して、より密度の濃いものにしていく必要がある。

さらに進んで、従来の都市計画基礎調査〔註2〕を、歴史的資産の掘り起こしと確認に重点を置いて改善すべきであると考ええる。現状では指定文化財と埋蔵文化財の包蔵地を図面に描いてい



17世紀後半の「福岡城下絵図」(福岡県立図書館所蔵)

るだけという都市がほとんどだろう。これでは歴史を生かした都市づくりには不十分であることは明らかだ。

文化財サイドにおいては、修景事業が伝統的建造物群保存地区に限定されている事例に象徴されるように、点としての文化財をネットワークしていく手法が特定の地域に限られており、都市全体を展望する手がかりをつかめない点が問題である。都市全体をいわば「文化のまちづくり」の対象として、総体的に構想し、歴史資産やひろく文化の視点から都市整備の課題を明示していけるような方法論を構築する必要がある。

この点に関しては、1996年より始まった「文化財登録制度」〔註3〕がひとつの突破口となることを期待したい。登録候補物件をそれぞれの都市でできる限り広げてカバーしていくことによって、今日の都市を新しい視点で読み取り、より説得力をもって構造化していく可能性は増加するに違いない。

登録すべき文化財も、初期の耕地整理や土地区画整理事業など面整備の歴史にまで将来的に踏み込むことができるならばおもしろい。アメリカではすでにナショナル・レジスター〔註4〕のなかに歴史地区や初期の都市計画の事例などを「地区」というジャンルに加えているのである。

歴史的な資産を「守る」という発想を越えて、より多様な歴史的資産を顕在化するための戦略をつくっていくことが文化財サイドの課題なのである。

前述した都市計画基礎調査と文化財登録候補リストとを連動させて実施できるならば、両者にとってさらに有益だろう。

福岡を例に 都市景観構築と歴史資産の保全

福岡を例にして何をしなければならぬかを考えてみよう。誌面の関係上、網羅的に述べることはできないが、ひとついえることは福岡の人は新しいものを取り入れることには熱心だが、これまでの歴史を評価することには消極的であるということだ。歴史

〔註2〕

都市計画基礎調査

都市計画に関する基礎調査。都市計画法では、おおむね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現状および将来の見通しを調査することとされている。

〔註3〕

文化財登録制度

建造物などの文化財を資産として生かすことを支援する新しい考え方の制度。

〔註4〕

ナショナル・レジスター

1966年国家歴史保護法に基づき登録制度。単体の建造物以外に保存地区、遺跡などを含む。

を評価していないわけではないが、「福岡は戦災で焼けてしまっ
ても何も残っていない」というのがおしなべての結論で、これを誰
も疑おうとしない。

しかし本当にそうだろうか。

博多と福岡の複眼的な都市構造はいまだに健在ではないだろう
か。そもそも我が国の都市で、一極をもった都市はほとんどない。
名称にしても大阪―浪速ぐらいのもので、ふたつの名前をもった
都市はほとんどないのである。

さらに福岡と博多のそれぞれに、近世以来の道路パターンが読
みとれるのである。それがこのまちの都市骨格をなしている。こ
れを歴史資産といわずして何というのだろうか。

たとえば西鉄グランドホテル前の「かぎの手」になっている明
治通り（かつての万町角）は、明治時代末ごろ、その先にある大
名町カトリック教会（かつての赤レンガの建物）を守るため、当
時の神父が福岡市に対し強い働きかけをおこなったので、直線で
はなく、クランク状に屈曲したまま残されたという事実がある。
教会の方はその後、建てかえられてしまい、残念ながら現在この
場所には残っていないが、城下町の名残りとしての「かぎの手」
は残された。こうした経緯をふまえて、あの「かぎの手」を見直
すと、とても貴重なもののように思えるのは私だけだろうか。



大名町カトリック教会

赤レンガの聖堂は、明治期の貴重な洋風建築物であることが確
認された。現在は聖マリア病院（久留米市）の聖堂として移築保
存されている。

こうした都市の骨格を見直し、大切に思う気持ちがある。その
出発点である。福岡・博多の町はその気になれば歴史の香りがい
っぱいのまちとして読めるのである。

その先の光明

都市景観施策と歴史資産の保全

話を全国に戻して、前途について考えても、悲観することはな
いだろう。

都市景観の整備は一時のブームで終わることなく、これから先
も都市計画における重要な政策課題として議論されていくだろ
う。そのなかで、保全あるいは形成されるべき都市空間のイメー
ジをもった都市計画コントロールが、次第に都市整備の主流とな
ってくるに違いない。都市の歴史的資産は計画に論拠を与える重
要な計画上の手がかりとして、まっ先に考慮されるものになるだ
ろう。

欧米の都市ではこれらは都市計画の常識である。歴史的
な建造物の眺望景観を保護するための周辺建築物の高さ規制や、
特定の場所から特定のモニユメントを透視図的に見るための見通
し景観を強調する壁面線や建築物の形態の規制など、詳細なコン
トロールが既成市街地のすみずみにまでかけられている。旅行者
の目にはこれらの規制が見えないだけなのである。そして、この
常識の根底には、眺望景観やまち並みの景観が市民の共有財産で
あるという認識を、広く市民がもっているという事実がある。
文化財も登録制度が充実してくれば、歴史的に貴重な特別のも
のという感覚が少なくなり、生きて活用すべき生活の一部として
認知されることになるだろう。それはすでに文化財というより、
文化資産とでもいうべきかもしれない。

こうしたことすべての兆候はすでに眼前にあるのだ。■

（以上の原稿は日本建築学会「建築雑誌」1997年1月号に寄せた草稿と
一部重複しています）



ロンドンのオールドバウ



パリの市景



パリのセーヌ河畔